



新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補給 New 補助金・助成 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年			募集期間(→)					R3年			給付・補助金額等	問合せ先			
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	1月	2月
経済産業省	補 【サプライチェーン改革】 海外サプライチェーン多元化等支援事業 ＜設備導入補助型(一般枠・特別枠)＞	製品・部素材の海外製造拠地の複線化等、サプライチェーン強靱化に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査等を支援。	日ASEANサプライチェーン強靱化に資する、民間団体等のASEAN等海外の事業実施法人(海外子会社または海外孫会社)	(1)設備導入補助型(一般枠) 製造設備を新設・増設する際の設備投資事業 (2)設備導入補助型(特別枠) 製造設備を新設・増設する際の設備投資事業のうち、特に以下のア及びイを満たす国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材の製造設備に係るもの													(1)設備導入補助型(一般枠) ・補助申請金額:1億円～50億円 ・補助率:中小企業等グループ 3/4、中小企業 2/3、大企業 1/2に補助率調整指数(20%～100%)を乗じた率以内 (2)設備導入補助型(特別枠) ・補助申請金額:100万円～50億円 ・補助率:中小企業等グループ 3/4、中小企業 2/3、大企業 1/2に補助率調整指数(20%～100%)を乗じた率以内	(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外サプライチェーン多元化等支援事業 支援事務局 TEL:03-3582-5410 E-mail:scs@jetro.go.jp		
	補 【販路開拓支援】 JAPANブランド育成支援等事業(特別枠)	地域の魅力を秘めた「地域産品」「サービス」の磨き上げやブランド力の強化、発信力の向上を図ることで、新型コロナウイルス感染症に打ち勝つ地域産品・サービスの魅力創出・発信活動・新市場の開拓を支援。	中小企業者、商工会、商工会議所、組合、NPO法人 等	(1)事業型 中小企業者等が、海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得に関する取組(新商品・サービス開発やブランディング等)。 (2)支援型 民間支援事業者や地域の支援機関等が、複数の中小企業者に対して海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得を支援(調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供等)する取組。														(1)事業型 ■補助上限額:500万円※ ■補助率:2/3 ※複数者による連携での共同申請の場合は、1社ごとに500万円上限額を嵩上げし、最大4社で2,000万円までの上限額となります。 (2)支援型 ■補助上限額:2,000万円 ■補助率:2/3	(株)ジェイアール東日本企画 ソーシャルビジネス開発局 E-mail:info@japanbrand.page	
厚生労働省	補 【テレワーク】 新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金 (設備導入にかかる費用の支援)	新型コロナウイルス感染症対策 新型コロナウイルス感染症対策 新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入やテレワークの新規導入やテレワークの新規導入や特別休暇の規定整備に取り組み中小企業事主を支援。	(1)新型コロナウイルス感染症対策のためテレワークコース ・新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業(試行的導入も対象) (2)職場意識改善特例コース ・新型コロナウイルス感染症対策として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する中小企業事主	(1)新型コロナウイルス感染症対策のためテレワークコース 【対象となる取組】 ・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更等 【要件】 事業実施期間中に ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること (2)職場意識改善特例コース 【対象となる取組】 ・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の導入・更新 等 【要件】 事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇等の規定を整備すること													(1)新型コロナウイルス感染症対策のためテレワークコース ■1企業あたりの上限額:100万円 ■補助率:1/2 (2)職場意識改善特例コース ■補助金額:上限額50万円 ■補助率:3/4	テレワーク相談センター TEL:0120-91-6479  最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部又は雇用環境・均等室		
	補 雇用調整助成金の特例措置	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する。	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主) (特例措置) 令和2年4月1日から令和2年9月30日までの休業等に適用	・生産指標の要件を緩和(対象期間の初日が令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間は、5%減少) ・最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象 ・雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件(クーリング期間)を撤廃 ・事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和 ・休業規模の要件を緩和 ・支給対象期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業に係る休業申請について、申請期限を令和2年8月31日まで特例的に緩和 ・出向要件を緩和(「3か月以上1年以内」を「1か月以上1年以内」に)														①休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3) ②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業10/10、大企業3/4) ※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり15,000円に引き上げ ③教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ(中小企業2,400円、大企業1,800円) ④新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象 ⑤1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能 ⑥雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に	最寄りの都道府県労働局、ハローワーク。またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。 TEL:0120-60-3999	
	補 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもと保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設。	①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賞金全額支給)の休暇を取得させた事業主	①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等(※)に通う子ども ※小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(全ての部)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等 ②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども 【適用日】 令和2年2月27日～9月30日の間に取得した休暇 ※春休み・夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。															休暇中に支払った賞金相当額×10/10 ※支給額は8,330円を日額上限とする。※大企業、中小企業ともに同様 ※令和2年4月1日以降に取得した休暇等においては、日額上限額を15,000円に引き上げ。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL:0120-60-3999
	補 両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)に「新型コロナウイルス感染症対応特例」	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のため有給休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境整備した中小企業事主を支援。	右記要件を満たす中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度(最低20日間取得可能)を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主を支援 ※「介護のための有給の休暇」は、労働基準法に基づく年次有給休暇とは別に設けていただく必要があります。 ※法定の介護休業(対象家族1人につき合計93日)、介護休暇(年5日(対象家族2人以上の場合は年10日))は別途保障していただく必要があります。 ※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得した休暇が対象。															労働者1人当たり 取得した休暇日数が合計5日以上10日未満:20万円 取得した休暇日数が合計10日以上:35万円 ※1企業当たり5人分まで支給	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)
給 New 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賞金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給。	令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者	左記のとおり															①1日当たり支給額(11,000円が上限)×②休業実績 ※①②の算定方法は以下の通り ①:休業前の1日当たり平均賞金額×80% ②:各月の日数(30日又は31日)一就労した又は労働者の事業で休んだ日数	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL:0120-221-276	
広島県	補 雇用調整助成金等活用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた県内の中小企業・個人事業主の方を対象に、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の申請手続きに必要な費用を支援。	府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町に主たる事業所がある中小企業及び個人事業主 ※市域に所在する中小企業、個人事業主の皆様へ 各市でそれぞれ支援内容や申請受付期間が異なりますので、各市のHPを確認されるか担当部署へお問合せください。	■対象経費 雇用調整助成金等の支給申請にあたり、必要書類の作成や代行申請等を社会保険労務士に依頼した場合に支払った費用(消費税を除く)														■補助上限額:1件あたり10万円 ■補助率:10/10	広島県商工労働局 雇用労働政策課 TEL:082-513-2838	
	補 疫学調査等協力事業者支援金	従業者又は事業所の利用者の感染発生に伴い、感染拡大防止のため積極的疫学調査や情報公開に協力した事業者に対し、支援金を給付。	広島県内に事業所を有する全ての事業者	(1)従業者又は事業所利用者の感染について、県と連携し、下記の項目を公表すること(法人名、事業所名、事業所所在地、就労又は利用日時、感染人数) (2)疫学調査等へ協力すること														■1事業所あたり5万円(1回限り)	広島県商工労働局 イノベーション推進チーム TEL:082-513-3348	
	補 マスク等個人防護具開発支援事業補助金	県内に事業所を有する「ひろしま医療関連産業研究会」の会員企業が、マスク等個人防護具の製品化・事業化に取り組む場合に、その経費の一部について補助金を交付することによって、広島県におけるマスク等個人防護具の安定的な供給量の確保と医療・健康関連産業の振興を図る。	広島県内に主たる事業所を有する中小事業者	マスク等個人防護具等の製品化・事業化のための研究開発などを行う事業活動(通常の生産活動を除く) ①サージカルマスク ②N95マスク ③ゴーグル(保護メガネ) ④フェイスシールド ⑤防護服 ⑥サージカルガウン ⑦アイソレーションガウン⑧検診用手袋 ⑨サージカル手袋 ⑩手指消毒用アルコール 等															■補助限度額:1事業者あたり300万円 ■補助率:10/10以内	広島県商工労働局 医工連携推進プロジェクトチーム TEL:082-513-3351
補 飲食店支援・25%プレミアム付き飲食チケット「ひろしま好きじゃ券」プロジェクト	とどく!ひろしまプロジェクト実行委員会では、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営面で大きなダメージを受けている飲食店の事業継続を図るため、クラウドファンディングを活用して25%のプレミアム付き飲食チケット「ひろしま好きじゃ券」を発行し飲食店を支援することとし、6月22日(月)から参加を希望する飲食店の募集を開始します。	飲食業、料理業、喫茶飲食、社交飲食の生活衛生同業組合に加盟する飲食店	クラウドファンディングとは…インターネットサイトで、ある活動や夢を発信し、その思いに共感してくれた人や応援したいという人から広く資金を募る仕組みです。  ■概要:一口5,000円の出資に対して、1,250円券が5枚綴りになった25%プレミアム付き飲食チケット(6,250円分)を販売します。 ■申込方法:支援者は、クラウドファンディングサイトで支援店舗を指定した上で飲食チケットの申込・出資を行います。 ■チケット利用期間:10月1日(木)～12月31日(木) ■1店舗あたりの支援上限額:80口(出資金40万円+プレミアム分10万円) ※広く参加を募るため、上限額に達した店舗は、その時点で募集を終了し、WEBサイトでの掲載を、順次削除します。															当事務局から各店舗へ、購入金額に応じて県の補助金25%を加算し入金  ■入金について 9月上旬より順次	広島県 とどく!ひろしま実行委員会事務局ひろしま好きじゃ券係 TEL:082-295-0555	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。





# 新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 <small>補</small> 補助金・助成金 <small>給</small> 給付金 <small>New</small> 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年			R3年			給付・補助金額等	問合せ先															
					1月	2月	3月	4月	5月	6月			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
広島市	<a href="#">広島市雇用調整助成金等申請費用補助金</a>	中小企業等の雇用調整助成金等の利用を促進し、従業員の雇用維持や事業活動の継続を図ることを目的に補助金。 新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業等を余儀なくされた事業者が国の雇用調整助成金等の制度を利用する場合について、その申請に係る費用(社会保険労務士へ支払う申請書類の作成に要する経費等)を補助	(1)広島市内に主たる事業所を有する中小企業者・個人事業者 (2)新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等を行い、国の雇用調整助成金等について支給決定を受けている事業者	■対象となる費用 (1) 国の雇用調整助成金等の申請書類の作成に要する経費 (2) 提出代行または事務代理に要する経費 (3) 前各号に付随して必要な経費 (4) その他市長が必要と認める経費																				・補助率: 10/10 ・上限額1件あたり10万円	広島市 経済観光局 雇用推進課 TEL:082-504-2244		
	<a href="#">広島市は決断して「クラウドファンディング」を活用して取り組む事業</a>	新型コロナウイルスの影響を受け、営業活動の縮小などを余儀なくされながらも、感染拡大防止や苦境打破に取り組もうとする事業者等を支援するプロジェクトに対して、必要な経費の一部を補助します。	(1)5以上の影響事業者(企業、個人事業者)を対象として行う支援であること (2)影響事業者の営業箇所(店舗、営業所など)の過半数は広島市内であること (3)令和2年4月1日以降に開始したものであること	準備や広報、割引負担に係る費用などの事業の実施に必要な経費 ●チラシの作成 ●ウェブサイトの作成 ●のぼり旗の作成 ●チケットの印刷 ●クラウドファンディングの手数料 ●割引サービス(30%まで)の負担額 など																					・補助率: 4/5以内 ・補助額: 5~10箇所 50万円 11~30箇所 150万円 31~50箇所 250万円 51~100箇所 500万円 101~150箇所 750万円 151以上箇所 1,000万円	広島市 経済観光局 経済企画課政策調整係 TEL:082-504-2235	
	<a href="#">マスク、消毒液、非接触型体温計等を購入する費用に対する補助</a>	上記のプロジェクトにおいて、影響事業者が感染拡大防止を図りながら営業活動を回復していくのに必要となるものを購入・配付する経費		上記のプロジェクトにおいて、影響事業者が感染拡大防止を図りながら営業活動を回復していくのに必要となるものを購入・配付する経費 ○マスク ○消毒液 ○非接触型体温計 など																						・補助率: 10/10 ・補助額: 5~10箇所 20万円 11~30箇所 60万円 31~50箇所 100万円 51~100箇所 200万円 101~150箇所 300万円 151以上箇所 400万円	
呉市	<a href="#">呉市 小規模企業者 応援給付金</a>	新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きい小規模企業者の事業継続を支援するため、家賃などの幅広い用途で使用可能な呉市独自の給付金を支給	原則、呉市内に事業所があり、令和2年5月31日までに開業された小規模企業者で、令和2年2月~6月の売上が前年同月比で20%以上減少している方	■対象となる小規模企業者 ①卸売業 小売業 サービス業等の場合……従業員数5人以下 ②製造業、建設業、運輸業、金融業等の場合……従業員数20人以下																				・給付額 10万円 (1事業者1回限り)	呉市 小規模企業者 応援給付金センター TEL:0120-803-828		
	<a href="#">事業者向け補助金等申請サポート事業(社会保険労務士、行政書士への相談支援)</a>	新型コロナウイルス感染症の対策に伴う国、広島県及び呉市の補助金等により、その支給に必要な申請書類の作成等を行政書士又は社会保険労務士へ委託した費用(委託費に限る)の一部を補助	○呉市内に事業所を有している中小企業・小規模事業者 ○新型コロナウイルス感染症の対策に伴う国、広島県及び呉市の補助金等により、その支給に必要な書類を行政書士又は社会保険労務士に委託をした者 ○雇用調整助成金、持続化給付金、広島県感染症拡大防止支援金等の国、広島県及び呉市の支給決定を受けている者 ○市税の滞納がない者	行政書士又は社会保険労務士への委託費																					(1)行政書士/国・広島県及び呉市の補助金等の申請 ・補助率: 5/10 ・補助限度額: 25,000円 (2)社会保険労務士/雇用調整助成金の申請 ・補助率: 10/10 ・補助限度額: 10万円	呉市 商工振興課 TEL:0823-25-3310	
	<a href="#">消毒事業の補助金</a>	新型コロナウイルスにより、事業所等を消毒する必要性が生じた事業者により、費用(委託費に限り、消費税及び地方消費税を除く。)の一部を助成	○新型コロナウイルスの感染者が訪問等をしたことにより、その事業所等を消毒する必要性が生じた市内の中小企業・小規模事業者 ○感染者が訪問等した日から概ね1週間以内に事業所等を消毒した者 ○市税を滞納していない事業者 ○暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者	新型コロナウイルスの消毒に要する消毒事業に携わる事業者への委託費																						・補助率: 1/2 ・補助限度額: 50万円	呉市 商工振興課 TEL:0823-25-3310
	<a href="#">生産性革命推進事業に対する助成</a>	新型コロナウイルス感染症の影響などを乗り越えるために、国が実施する「生産性革命推進事業」において交付額の確定を受けた中小企業・小規模事業者の方に対する支援	・令和2年度中に国の生産性革命推進事業において交付額の確定を受けた事業者で、市内に本社、本店、又は主たる事業所を有する者 ・補助対象事業費から、国の補助額を除いた事業者負担	(1)ものづくり補助金 中小企業・小規模事業者が、新製品や新サービスの提供のための機械設備購入やシステム構築にかかる費用の一部を助成 (2)持続化補助金 小規模事業者が、コロナ対策その他店舗の改装、ホームページ作成、チラシ・カタログの作成など販路拡大や生産性向上に取り組む費用の一部を支援 (3)IT導入補助金 業務の効率化などの付加価値向上に繋がるITツール導入を支援																						「コロナ特別対応型」及び「特別枠」で採択された事業については、事業者負担が1/10となるように助成金を交付(上乘せ)	呉市 商工振興課 TEL:0823-25-3310
	<a href="#">呉市JAPANブランド育成支援等事業支援補助金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響などを乗り越えるために、国が実施する「JAPANブランド育成支援等事業」を実施する中小企業・小規模事業者を応援します。	国のJAPANブランド育成支援等事業の認定を受けた市内の事業者等	対象経費: JAPANブランド育成支援等事業の対象となった経費の事業者負担分(全体事業費の1/3)																						補助率・上限額: (1)事業者支援型 ・補助率: 7/10 ・上限額: 1,750千円 (2)支援事業型 ・補助率: 7/10 ・上限額: 7,000千円 ※事業者負担が1/10となるように補助金を交付(上乘せ)	呉市 商工振興課 TEL:0823-25-3167
竹原市	<a href="#">事業者向けクラウドファンディング活用応援プロジェクト</a>	新型コロナウイルスの影響を受けている市内の事業者が、クラウドファンディングを活用して取り組む。事業継続に向けた販路拡大や新ビジネス展開等の事業を応援。	市内に事業所を有する事業者(個人事業者、法人、企業、組合及びNPO法人等の民間団体)	(1)クラウドファンディング利用手数料に対する「補助金」 (2)クラウドファンディングで調達した金額に連動した「奨励金」																					(1)補助率: 10/10 (1)-1 1つの影響事業者がクラウドファンディングを行った場合 限度額: 50万円 (1)-2 2以上の影響事業者が共同でクラウドファンディングを行った場合 限度額: 200万円 (2)補助率: 5/10以内 (2)-1 1つの影響事業者がクラウドファンディングを行った場合 限度額: 50万円 (2)-2 2以上の影響事業者が共同でクラウドファンディングを行った場合 限度額: 200万円	呉市 商工振興課 TEL:0823-25-3815	
	<a href="#">竹原市中小企業者等事業継続支援給付金</a>	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う営業自粛等により大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付	竹原市内にある事業所・工場・店舗・施設などを運営する者のうち、資本金の額又は出資の総額が10億円未満若しくは常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人、又は個人事業者	・令和元年前から主たる収入として事業により売上(事業収入)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。 ・令和2年1月から5月までの期間で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で売上(事業収入)が20%以上減少した月があること。ただし、前年の売上(事業収入)の合計が120万円以上である者に限りならず。 ・令和元年前6月以降に創業した者など、市長が本事業の趣旨に基づき、対象者として認める事業者																					一律10万円を支給 (1事業者につき1回限り)	竹原市 産業振興課 商工観光振興係 TEL:0846-22-7745	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補給 補助金・助成金 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年 募集期間(→) R3年												給付・補助金額等	問合せ先		
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			1月	2月
竹原市	<a href="#">竹原市雇用調整助成金等申請サポート事業補助金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた市内の中小企業者・個人事業主が、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)の申請に当たり、社会保険労務士に依頼した場合の費用に対して、補助金を交付。	中小企業法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者その他これに類する法人等(広島県雇用調整助成金等活用促進事業の対象となる法人等という。)であって、市内に本社・本店又は主たる事業所が所在している者。	(1) 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類及び添付資料の作成に要する経費 (2) 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3) 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4) その他市長が必要と認めた経費														・補助率:10/10 ・補助金額:10万円上限	竹原市 産業振興課 商工観光振興係 TEL:0846-22-7745	
	<a href="#">竹原市新型コロナウイルス感染症宿泊事業者支援事業補助金</a>	新型コロナウイルス感染症に係る宿泊施設での感染拡大を防止するとともに、観光客等の受入環境を整備するため、施設内での感染防止対策に要する経費を補助。	竹原市内において、旅館業法第2条に規定する旅館業を営む者(同法第3条の許可を受けた者)に限る。	次に掲げる経費のうち、令和2年4月1日から令和2年9月30日までに実施したもの ・感染拡大防止に係る個人防護具の購入費用(自作するときは、材料代等の作成費用) ・感染拡大防止設備の整備費 ・感染拡大防止に係る施設改修費 ・その他感染拡大防止に係る費用															次の(1)又は(2)のいずれか低い額とします。 (1)補助対象経費の合計額(1,000円未満の端数は切り捨て) (2)宿泊施設全体の客室数に一室あたり2万円を乗じて得た額	竹原市役所 産業振興課 商工観光振興係 TEL: 0846-22-7745
三原市	<a href="#">事業継続支援給付金事業</a>	感染症の拡大により売上減少等の影響を受けている事業者に対し、店舗や事業所の継続を支援するため、一律で給付金を支給することにより事業継続を支援	右の募集対象分野に当てはまる方	令和2年4月30日時点で市内に事業所等を有する法人又は個人事業主(以下「事業者」)で、下記(1)~(3)のいずれにも該当する事業者が支給の対象になります。 (1)三原税務署へ営業所得の申告がなされている事業者。もしくは令和2年1月1日~4月30日の間に個人事業の開業届が三原税務署へ提出されている新規事業者。(法人の新規事業者については、令和2年4月30日時点で法人設立登記が完了していること。) (2)市税の滞納がない事業者 (3)反社会的勢力でない事業者 医療法人、社会福祉法人等でも事業所得(営業所得)の申告がなされている者は対象となります。また、大企業も対象です。(ただし、宗教上の組織もしくは団体、政治団体は除きます。)														・1事業者につき5万円	三原商工会議所(担当:星野・香田) 管轄 三原地区(旧三原市内) TEL:080-2901-9852  三原臨空商工会 本所(担当:大谷・土井・清代) 管轄 本郷・久井・大和地区 TEL:0848-86-2238  三原市 経済部 商工振興課(担当:本林・村上) TEL:0848-67-6072	
	<a href="#">雇用調整助成金等活用促進事業</a>	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の申請手続きを社会保険労務士に依頼した場合の、最大10万円を補助します。	・三原市内に本社・本店又は主たる事業所(注1)がある中小企業・個人事業主 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金について、広島労働局長の支給決定を受けている方 ・市税の滞納がない方	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の申請に要した社会保険労務士への経費 ※休業の初日が令和2年1月24日以降の申請が対象のため、支払い済みの経費も対象となります。														・10万円を上限に対象経費の全額を補助(申請は1回限り)	三原市 経済部 商工振興課 TEL:0848-67-6013	
	<a href="#">新型コロナウイルス感染症対策店舗賃借料補助金</a>	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休業や営業時間の短縮等の要請により売上減少等の影響を受けている市内の事業者に対して、店舗賃借料の補助金を交付することで、事業者の経営支援及び事業継続を図ります。	1.市内に本店を有する法人若しくは市内に住所を有する個人 2.広島県感染拡大防止協力支援金の交付決定を受けた事業者 3.継続して1年以上事業を行うもの 4.店舗所有者と事業者が生計同一者若しくは2親等以内の親族または法人の代表者でないこと	■補助対象費 店舗の賃借料															店舗の賃借料(共益費その他の経費を含む。)の2分の1以内で、月額5万円を限度とし、令和2年4月分から9月分までの間のうち連続した3か月分(上限15万円)	三原市 商工振興課 商工振興係 TEL:0848-67-6072
	<a href="#">経営支援給付金支給事業</a>	新型コロナウイルス感染症により売上が減少し、広島県等の融資制度を活用する市内事業者に対して、事業者の経営支援及び事業継続を図るため、給付金を支給します。	○三原市内に住所及び事業所を有する個人事業主、または市内に本店を有する法人 ○新型コロナウイルス感染症対策で、政府系金融機関または民間金融機関が実施する融資制度を活用していること ○市税の滞納がないこと	■対象融資 ・広島県県費預託融資制度(新型コロナウイルス感染症対応資金、セーフティネット資金(国指定)) ・日本政策金融公庫の制度(新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)、衛生環境激変対策特別貸付、新型コロナウイルス対策衛生融資、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付) ・商工組合中央金庫の制度(新型コロナウイルス感染症特別貸付)															・10万円 (1事業者につき1回限り)	三原市 商工振興課 商工振興係 TEL:0848-67-6072
	<a href="#">観光交通事業者等支援給付金支給事業</a>	新型コロナウイルス感染症による売上減少等の影響を受けている市内観光交通事業者等に対して、事業者の経営支援及び事業継続を図るため、給付金を支給	1.令和2年6月1日時点で、次のいずれかの許可を受けて、市内で事業を営んでいること。 ○旅館業法に基づく旅館業の営業許可 ○海上運送法に基づく一般旅客定期航路事業の許可 ○道路運送法に基づく一般貨物旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業の許可	(1)旅館業 (2)一般旅客定期航路事業 (3)一般貨物旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業																(1)許可を受けた客室数に2万円を乗じた額 (2)許可を受けた船舶数に5万円を乗じた額 (3)許可を受けた車両数に5万円を乗じた額
尾道市	<a href="#">事業者向け補助金等申請サポート事業</a>	国等の事業者向け補助金の支給に必要な申請書類の作成等を社会保険労務士又は行政書士へ委託した中小企業者に対して補助金を支給	尾道市内に事業所を有している中小企業者・小規模事業者	(1)社会保険労務士 対象事業:雇用調整助成金の申請  (2)行政書士 対象事業:国、広島県及び尾道市の事業者向け補助金の申請															(1)社会保険労務士 ・補助額:上限10万円(補助率:10/10) ・補助回数:1事業者につき1回限り (2)行政書士 ・補助額:上限2.5万円(補助率1/2) ・補助回数:1事業者につき1回限り	尾道市 商政係 TEL:0848-38-9183
	<a href="#">事業継続特別支援金</a>	令和2年3月~5月の3か月の売上合計額が前年同期比20%以上50%未満減少し、国の持続化給付金の対象とならない中小企業者に対し支援金を支給	尾道市内に事業所を有している中小企業者・法人・個人事業主	令和2年3月~5月の3か月の売上合計額が前年同期比20%以上50%未満減少し、国の持続化給付金の対象とならない中小企業者に対し支援金を支給します。  ※詳しい内容は、7月6日に公表予定です。															・支給額:法人20万円、個人事業主10万円	尾道市 商政係 TEL:0848-38-9182
	<a href="#">経営環境改善支援補助金</a>	新しい生活様式に適應した経営の維持・回復に取り組む中小企業者に対して補助金を支給	尾道市内に事業所を有している中小企業者・法人・個人事業主	■取り組み内容 (1)新しい生活様式に適應した店舗等の改修 (2)インターネット販売システム構築 (3)感染防止対策、宣伝広告等のほか、新しいビジネス転換の取組  ※上記補助上限のいずれか一つでご利用いただけます。 ※詳しい内容は、7月10日に公表予定です。																・補助上限:(1)30万円 (2)20万円 (3)30万円
福山市	<a href="#">テイクアウト・デリバリー参入応援事業補助金</a>	飲食店営業1類の許可を持つ事業者が、2020年(令和2年)4月1日以降に、新たに飲食店営業3類の許可を取得したうえで、テイクアウト・デリバリー事業に参入し、売上を確保するための取組経費を補助	市内に主たる事業所を有し、飲食業を営む中小企業者等 ※2020年(令和2年)4月1日以降にテイクアウト・デリバリー事業を開始する場合	(1)店舗等内装工事費 テイクアウト用小窓、ショーウィンドー、調理室の間仕切りの設置など (2)販売促進費 ・チラシ等印刷物の製作委託費 ・Prするための広告掲載費(新聞・雑誌等) ・Pr動画製作委託費 ・Webサイト等製作委託費 ・看板・Popのぼり製作費 など (3)配送用車両等備上料 デリバリーバイク等のリース・レンタル料(最長4か月分) (4)梱包・包装資材等の購入費 テイクアウト・デリバリー用のはし等の食器類、包み紙、手提げ袋、おてふき、ナイロン手袋、クーラーボックス等の購入費用 など														・補助率:10/10 ・補助限度額:30万円	福山市 産業振興課 商業振興担当 TEL:084-928-1038	



新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年			募集期間(→)					R3年			給付・補助金額等	問合せ先		
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	1月
福山市	<a href="#">デリバリー代行サービス応援事業補助金</a>	飲食店営業3種の許可を持つ中小事業者等が、2020年(令和2年)4月1日以降、「デリバリー代行サービス」等を利用する際の手数料等を補助	■市内に主たる事業者を有し、飲食業を営む中小企業者。 ■デリバリー事業を行うために必要な飲食店営業3種の許可を受けており、かつデリバリー代行サービスを2020年(令和2年)4月1日以降に利用する者	(1)デリバリー代行サービス利用に係る経費(2か月分) ▶タクシー会社が行うデリバリー代行サービスの手数料等 Uber Eatsなどの業者を利用する際に発生する手数料等 (2)デリバリー代行サービス利用に係る初期経費 ▶Uber Eatsなどの業者を利用する際に発生する初期登録料等													・補助率:1/2 ・補助限度額:10万円 ※消費税額および地方消費税額は補助対象経費から除く。 ※補助対象期間内の2か月分まで	福山市 産業振興課 商業振興担当 TEL:084-928-1038	
	<a href="#">採用活動支援事業補助</a>	市内の中小企業者等が行う非接触型のWebを活用した面接および説明会のために必要な事業に対して、市が予算の範囲内で経費の一部を助成	市内に住所及び事業所を有する、大企業、中小企業、個人等	<対象事業費の例> ・Web面接や説明会を行うためのWebサービス利用料もしくはソフト利用料(導入費、継続費) ・Web合同説明会等への参加費用 ・Web説明会のための動画制作等にかかる委託料や動画制作のためのソフト利用料(導入費、継続費) ・Web面接や説明会の実施方法等に対するサポート等にかかる費用 ○ハードウェアに関する費用○通信料○Web面接や説明会を伴わない就職支援Webサービス等への掲載や登録費用等													・補助率:10/10 ・補助限度額:10万円	福山市 産業振興課 雇用労働担当 TEL:084-928-1040	
	<a href="#">福山市雇用調整助成金申請サポート補助金</a>	雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合の、申請報酬の全部又は一部を補助	福山市内に事業所を有している中小企業者・小規模事業者	(1)広島労働局へ提出する雇用調整助成金の申請書類の作成に要する経費 (2)(1)に付随する経費 (3)その他市長が必要と認めた経費														・補助率:10/10 ・補助限度額:10万円	福山市 産業振興課 雇用労働担当 TEL:084-928-1040
	<a href="#">福山市テレワーク推進事業</a>	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、従業員のテレワークを推進している市内企業を支援することを目的に、市内の宿泊施設をテレワークで利用した場合の利用料を補助する事業	福山市内の事業所等にお勤めの方	福山市では、市内企業にお勤めの方が、宿泊施設のテレワークプランを利用した場合の費用を補助する制度を創設しました。 補助の申請は企業(事業所)から「利用補助券」を市役所経済総務課に申請してください。														補助額:1回あたり3,000円	福山市 経済総務課 TEL:084-928-1215
	<a href="#">福山市スタートアップ事業者応援給付金</a>	新型コロナウイルス感染症の流行を受け、創業間もない福山市内の事業者に対して、福山市内に有する事業所等の賃借料等の固定費の一部を支援	福山市内に登記上の主たる事業所又は本店を有する中小企業者(ただし、みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者は除く)。個人事業主の場合は、個人事業の創業・廃業等届出書における納税地が福山市である個人事業主。かつ、下記要件を満たすこと。	・事業の開業日又は法人の登記日が広島県の緊急事態措置の開始日(2020年4月8日)以前であり、かつ2020年1月1日以降である者 ・日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営む者 ・給付対象として申請した経費に関して、国・県・市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度(給付金等)から給付を受けていない者 ・給付金の支給決定後も事業を継続する意思がある者 【対象経費】 次のア～ウの経費において、申請事業者が2020年3月1日(日)から2020年5月31日(日)までにおいて実際に支払った経費 ・家賃 ・ 土地利用料 ・ 事業に必要な機器等のリース料														・支給限度額 30万円 ・支給率 10/10	福山市役所 経済環境局 経済部 産業振興課 TEL:084-928-1039
	<a href="#">福山市特定離職者雇用促進補助金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職者や内定取消者を新たに雇い入れ、市内事業所で3か月以上継続的に雇用した事業者に対し、支払った賃金に対して補助します。	・福山市内に事業所がある事業者 ・2020年4月1日から同年9月30日までの間に対象となる離職者(労働者)を雇い入れ、継続して雇用する意思がある ・原則、雇用期間の定めのない雇用形態で雇い入れている ・広島県の新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金を受けていない ・風営法第2条に規定する事業を営んでいない ・市税の滞納がない	【対象となる労働者】 (離職の要件) ・2020年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職した市内に居住する人(雇用先の倒産・休業、解雇、内定取消し、個人事業主の廃業等) (雇用要件) ・原則、雇用期間の定めのない雇用形態 ・健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法の規定による被保険者 ・1週間の所定労働時間が30時間以上 ・2020年4月1日～同年9月30日に雇用された方														・補助期間 雇用後、最初の6か月 ・補助金額1人あたり(上限)60万円 (月額上限10万円×3か月×2期) ・申請人数(上限)1事業者につき5人まで	福山市 経済環境局 経済部 産業振興課 TEL:084-928-1040
<a href="#">福山市感染症対策設備導入支援事業補助金</a>	新型コロナウイルス感染症の流行を受け、感染症対策を講じたうえで事業を継続する福山市内の事業者の方に対して、感染症対策のために行った設備購入に係る経費の一部を補助	①福山市内に主たる事業所又は店舗を有している ②事業の開業日又は法人の登記日が広島県の緊急事態措置の発令日(2020年(令和2年)4月18日)以前である ③日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営んでいるなど	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため設備の購入及び改修に当たり必要となる備品購入若しくは店舗等内改装に係る経費 (1)対面式の営業を行う際の遮蔽用衝立、カーテン等購入費 (2)従業員間の濃厚接触を避けるための衝立、カーテン等購入費 (3)ソーシャルディスタンス確保のための床表示の設置費 (4)カウンター及びテーブルの改修費 (5)換気設備(換気扇、空気清浄機(1台まで)、網戸等)の購入及び整備費 (6)来客者の体温を測定するサーモカメラ(1台まで)、非接触型検温器具(1台まで)の購入費など (7)非接触型の給排水設備の導入費														・補助額:上限30万円(下限5万円) ・補助率:3/4	福山市経済環境局経済部産業振興課 TEL:084-928-1039	
<a href="#">課題解決型経営基盤強化支援事業補助金</a>	◆在庫管理や受発注、工程管理等のシステムを導入したい ◆IT、IoTを活用した倉庫や輸送など物流を共有化したい ◆非効率機器を更新したい など、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、生産性の向上や経営基盤の強化を目的とした事業課題の解決や固定費削減のための取組に係る経費の一部を補助します。	①福山市内に主たる事業所又は店舗を有している ②事業の開業日又は法人の登記日が広島県の緊急事態措置の発令日以前である ③業況回復及び生産性向上のための取組を新たに開始する者 ④日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営んでいる ⑤市の提案する事業サポート制度を利用するなど	課題解決や生産性向上のための取組に係る経費 (1)IT・IoTの導入 (2)レイアウト変更や動線確保による業務効率化 (3)顧客回転率や顧客管理精度の向上を目的としたシステムの導入 (4)作業効率の大幅上昇が見込める非効率機器の更新 (5)その他固定費の削減に資する取組														・補助額:上限50万円 ・補助率:2/3	福山市経済環境局経済部産業振興課 TEL:084-928-1039	
<a href="#">事業オンライン化支援事業補助金</a>	◆WEB会議やテレワークの実施に係るサービスを導入したい ◆オンライン化に係るコンサルティングを依頼したい ◆オンライン販売促進用のWEBサイトを制作したい など、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、インターネットを利用した非接触型の販売方法の導入及び強化等、オンライン化にかかる経費の一部を補助します。	①福山市内に主たる事業所又は店舗を有している ②事業の開業日又は法人の登記日が広島県の緊急事態措置の発令日以前である ③業況回復及び生産性向上のための取組を新たに開始する者 ④日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営んでいる ⑤市の提案する事業サポート制度を利用するなど	業況好転のためのオンライン化にかかる経費 (1)非対面型ビジネスモデルへの転換 (2)テレワーク環境の整備														・補助額:上限50万円 ・補助率:2/3	福山市経済環境局経済部産業振興課 TEL:084-928-1039	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



# 新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">補</span> 補助金・助成金  <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">給</span> 給付金  <span style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">New</span> 新着情報                 </div>	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年 募集期間(→)												R3年	給付・補助金額等	問合せ先						
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月									
府中市	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">給</span> 府中市事業継続応援給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少しているもの、国の持続化給付金の対象とならない事業者に対して給付金を支給します。	上記要件を満たす市内に主たる事業所を有する者	(1)令和2年1月から12月までの期間中、申請する日が属する月の前月までの売上で前年同月比20%以上50%未満減少した月があり、かつ、50%以上減少した月がない大企業以外の者であること。 (2)国の持続化給付金の対象とならない者であること。 (3)直近の事業年度の売上が240万円以上であること。 (4)市税等の滞納がない者であること。															一律20万円(※1事業者につき1回のみ)	広島県府中市 経済観光部 商工労働課 商工振興係 TEL:0847-43-7190					
	<span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">補</span> 府中市雇用継続助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員を休業させ、国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者で、国の支給額以上の休業補償を支払う場合にその差額の部分について助成金を支給します。また、国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費についても助成金を支給します。	1 国が特例措置を実施した雇用調整助成金の交付を受けた事業者であること。 2 新型コロナウイルス感染症の影響による従業員の解雇をしていない者であること。 3 市内に主たる事業所を有する者であること。 4 市税等の滞納がない者であること。	(1) 休業補償に係る助成金について 国の雇用調整助成金の支給額以上に従業員へ休業補償を支払う場合にその差額の部分について助成金を支給。 (2) 社会保険労務士への事務委託費に係る助成金について 国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費について助成金を支給(※中小企業・小規模企業者のみ)。															(1)ア 中小企業・小規模企業者: 上限50万円 イ 大企業: 上限100万円 (2) 上限10万円	広島県府中市 経済観光部 商工労働課 商工振興係 TEL:0847-43-7190					
	<span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">補</span> 府中市新型コロナウイルス感染症対策店舗賃借料助成金	広島県感染拡大防止協力支援金の交付を受けた事業者で、店舗賃借料の支払いがある事業者に対して、助成金を支給します。	上記要件を満たす市内に主たる事業所を有する者	1 広島県感染拡大防止協力支援金の交付決定を受けた事業者であること。 2 市内に店舗(事業を営むための建物)を賃借し、事業を営んでいること。 3 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人が行う事業であること。 4 助成金の交付の決定を受けた日から継続して1年以上事業を行う見込みがあること。 5 店舗の所有者が、賃借する事業者と生計を一にしている者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が属する法人その他の団体でないこと。 6 市税等の滞納がないこと。																令和2年4月分の店舗の賃借料(駐車場使用料、共益費等も含む)について上限20万円(消費税及び地方消費税相当額を除く)	広島県府中市 経済観光部 商工労働課 商工振興係 TEL:0847-43-7190				
	<span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">補</span> 府中市テイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金	令和2年4月1日以降にテイクアウト又はデリバリー事業に新たに参入する事業者に対して参入に係る経費の一部について助成金を支給します。	上記要件を満たす市内に主たる事業所を有し、飲食業を営む中小企業者等	1 ひろしま産業振興機構が実施するテイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金交付事業の助成金交付決定を受けた者 2 テイクアウト又はデリバリー事業を行うために必要な食品営業許可を受けており、又は受ける予定があり、かつテイクアウト又はデリバリー事業に令和2年4月1日以降に参入する者 ※次のア・いずれかに該当する取組を新たに開始する者。 ア) 飲食店営業1類の許可を持つ者が、そうざい等の店頭販売を新たに開始する場合又は、飲食店営業3類の許可を取得し、仕出し・弁当等の販売を新たに開始する場合。 イ) 飲食店営業3類の許可を持つ者が、仕出し・弁当等の販売を新たに開始する場合	◆ 助成対象期間 令和2年4月1日又は申出完了通知日から令和2年10月31日まで																				対象経費の2分の1以内で、上限20万円(税抜き)。
三次市	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">給</span> 事業者支援給付金	新型コロナウイルス感染症により事業経営に影響を受け、売上が20%以上減少した事業者に対して、事業経営の持続、継続を支援するための給付金を支給	市内に本店を有する法人、市内に住居登録及び主たる事業所を有する個人事業主(フリーランス含む)	・令和2年3月から5月のうちのひと月の売上が前年同月の売上と比較して20%以上減少している事業者 ・広島県感染拡大防止協力支援金を受給していない事業者 ・三次市介護保険居宅サービス事業所支援金を受給していない事業者 ・主たる業の前年の事業収入が120万円以上の事業者 ※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など事業所得の申告がされている法人も対象です。															・補助限度額:10万円	<申込み窓口> みよしまづくりセンター(1階べべらホール)  <問合せ先> 三次市 産業振興部商工観光課 TEL:0824-62-6171					
	<span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">補</span> 中小企業経営持続支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症により、事業経営に影響を受けている中小企業の経営持続に向けて、新型コロナウイルス感染症防止対策や情勢に応じた新たな取組等に対する経費の一部を助成	三次市内の中小企業者	○感染防止対策 消毒液・マスク・空気清浄機・換気扇・飛沫防止板などの購入・設置経費 ○営業形態転換・拡大 テイクアウト・デリバリー・ネット通販などを開始するための容器や備品・設備などの購入に係る経費 ○販路開拓・拡大 新業態の取組に必要な営業許可などの取得経費、YouTubeなどへアップロードするための動画作成にかかる経費、新たな商品開発に係る経費 ○宣伝広告 ホームページ、チラシなどの作成や新聞折込などに係る経費															・補助率:3/4 ・補助上限:30万円(千円未満の端数は切り捨て) ※補助対象経費に係る消費税および地方消費税相当額を除く。	<問合せ先> 三次市 産業振興部 商工観光課 商工労働係 TEL:0824-62-6171 E-mail: shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp					
	<span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">補</span> 雇用調整助成金等の申請手続き費用を補助(仮称)	雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合の、申請報酬の全部又は一部を補助	府中市内に事業所を有している中小企業者・小規模事業者	(1) 広島労働局へ提出する雇用調整助成金の申請書類の作成に要する経費 (2) (1)に付随する経費 (3) その他市長が必要と認めた経費																(検討中)	三次市 産業振興部商工観光課 TEL:0824-62-6171				
	<span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">補</span> 三次市雇用調整助成金等活用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従業員の雇用維持を図るための休業手当に要した費用として、雇用調整助成金の申請に必要な書類作成や代行申請などを社会保険労務士に委託した際の経費に対して補助金を交付します。	1. 三次市内に本店または主たる事業所を有している事業者 2. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金等の申請に必要な書類作成や代行申請などを社会保険労務士に委託した際の経費に対して補助金を交付する事業者 3. 雇用調整助成金等の支給決定を受けている事業者	雇用調整助成金の申請などに関連して、社会保険労務士に支払った報酬のうち、次にあげる経費を補助します。(消費税及び地方消費税に相当する額を除く) 1. 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類及び添付資料の作成に要する経費 2. 雇用調整助成金等の代行申請に要する経費 など																1事業者 上限20万円 ※申請は1回限り ※補助率:補助対象経費の10万円までは10/10、10万円を超えた額は1/2 ※補助金は千円未満切り捨てます。	三次市 産業振興部 商工観光課 商工労働係 TEL:0824-62-6171				
庄原市	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">給</span> 中小企業者等事業継続応援給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受ける事業者に対し、事業を継続していただくために応援給付金を支給します。	(1) 庄原市内に主たる事業所を有する中小企業者・個人事業者 (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等を行い、国の雇用調整助成金等について支給決定を受けている事業者	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年6月までのうち、いずれかひと月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者 (2) 令和2年4月30日以前に開業した法人(公共的法人を除く)または個人事業者で、前年の確定申告において120万円以上の事業収入を得ていること (3) 主たる収入としての事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思のある事業者 (4) 国の持続化給付金の給付を受けていない(受ける予定のない)事業者 (5) 市税の滞納がない事業者															・一律10万円 (1事業者につき1回限り)	庄原市 企画振興部商工観光課商工振興係 TEL:0824-73-1178					
	<span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">補</span> 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金	新型コロナウイルス感染拡大の予防対応等のため、事業者が自発的かつ新規に取り組む設備導入や事業継続のための取り組みに対して必要な経費を補助	市内に主たる事務所もしくは事業所を置く中小企業者、個人事業主または市内支援団体等	■対象経費 消耗品・印刷製本費・通信運搬費・広告料・手数料・委託費・工事費・備品購入費・賃賃料																・補助率:3/4 ・補助限度額:30万円 ※補助回数1回限り・千円未満の端数は切り捨て	庄原市 企画振興部商工観光課商工振興係 TEL:0824-73-1178				

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



# 新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補給 New 補助金・助成金 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年 募集期間(→) R3年												給付・補助金額等	問合せ先		
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			1月	2月
庄原市	<a href="#">庄原市雇用調整助成金等活用促進事業補助金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等を余儀なくされる中でも、休業手当を通じて従業員の生活を守り、雇用の維持を図ろうとする事業者が、雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)の申請等を社会保険労務士に依頼し、支払った経費を補助	新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等について、広島労働局長より支給決定を受けた庄原市内の中小企業者で、申請等を社会保険労務士に依頼し、報酬を支払った中小企業者	■補助対象経費 (1) 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類および添付資料の作成に係る経費 (2) 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3) 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4) その他市長が必要と認めた経費 ※1 申請総額が予算額を超過した場合には、申請額どおりの補助ができないことがあります。 ※2 実績払いとなります。														・補助率:10/10 ・補助額最大:10万円 (1事業者につき1回限り) ※千円未満は切り捨てです。	庄原市 企画振興部商工観光課商工振興係 TEL:0824-73-1178	
大竹市	<a href="#">大竹市雇用調整助成金等受給サポート補助金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響により経営が不安定となっている状況においても労働者の雇用の維持を図ろうとする市内の事業者に対して、予算の範囲内で、大竹市雇用調整助成金等受給サポート補助金(雇用調整助成金等の申請のために社会保険労務士に支払った経費に対して上限10万円まで1回限り)を交付します。	1. 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金 2. 次の事業者で、雇用調整助成金等の申請を行った事業所が市内であること。	(1) 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類および添付資料の作成に係る経費 (2) 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3) 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4) その他市長が必要と認めた経費														・補助率:10/10 ・補助額最大:10万円 (1事業者につき1回限り) ※千円未満は切り捨てです。	大竹市 産業振興課商工振興係 TEL:0827-59-2131	
	<a href="#">大竹市事業継続支援金</a>	大竹市では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業状況が悪化した、市内に事業所を有する中小事業者の事業継続を支援するため、1事業者10万円の支援金を交付する事業を実施します。	大竹 市内に本社・本店 1がある 又は本社・本店は 大竹 市外 であるが 店舗が 市内にある【 サービス業 及び小売業に限る】	1.新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から12月までの期間のうち、いずれかの1か月間の事業収入が前年同月の事業収入と比較して30%(小数点以下切り捨て)以上減少し、その減少額が10万円以上の者 2. 事業収入を得ている中小事業者であり、大企業者が経営に参画していないこと ※事業所得 収入 が対象で、雑所得や給与所得は該当しない。														・1事業者:10万円	【申請に関する問合せ】 大竹商工会議所 TEL:0827-52-3105  【入金に関する問合せ】 大竹市 産業振興課 TEL:0827-52-2131	
東広島市	<a href="#">東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業者が国の雇用調整助成金の申請に際し、申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合の費用について補助金	・東広島市内に主たる事業所を有している中小企業者 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金の支給に必要な書類を社会保険労務士に委託した者 ・雇用調整助成金の支給決定を受けている者 ・市税の滞納がない者	雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への手数料															・補助率:10/10 ・補助額:最大10万円 (1事業者につき1回限り) ※千円未満は切り捨てです。	東広島市 産業部産業振興課 TEL:082-420-0921
	<a href="#">東広島市ビジネスモデル転換支援事業補助金</a>	既存ビジネスの在り方を転換し、衛生用品の新規製造や飲食店等におけるサービス提供方法の変更等、売上・雇用の維持に向けて新たな取組を実施する方を支援します。	・東広島市内に事業所を有しており、業務歴が3か月以上の中小企業者 ・市税の滞納がない者 ・実施内容が、国・地方公共団体等の補助金等の給付に重複していない者	・消耗品費、通信費、広告宣伝費、既存設備改修費、ソフトウェア改修費、その他市長が必要と認めた経費															・補助率:10/10 ・補助額:最大20万円 (申請は1回限り)	東広島市 産業部産業振興課 TEL:082-420-0921
	<a href="#">東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金</a>	国の生産性革命推進事業を活用して、地道な販路開拓や設備投資など、前向きな投資を行う、中小企業、個人事業主等の支援を目的とし、国の補助金に上乘せし、活用を促進するものです。	・国の生産性革命推進事業の各補助金で採択され、補助金の確定を受けた者 ・東広島市内に主たる事業所を有する者 ・市税の滞納がない者	・ものづくり補助金。中小企業・小規模事業者が、新製品や新サービス提供のための機械設備購入やシステム構築にかかる費用の一部を助成 ・持続化補助金。小規模事業者が、コロナ対策その他店舗の改装、ホームページ作成、チラシ・カタログの作成など販路拡大や生産性向上に取り組む費用の一部を支援 ・IT導入補助金。業務の効率化などの付加価値向上につながるITツール導入を支援																各対象事業で採択された事業について、原則、事業者負担の2分の1を補助します(上限額あり)。
廿日市市	<a href="#">廿日市市雇用調整助成金受給サポート補助金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、市内の中小企業者が雇用調整助成金の申請事務を社会保険労務士に依頼した場合の費用に対し、補助金	1.廿日市市内に事業所を有している中小企業者 2.雇用調整助成金の支給決定を受けている方 3.雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼している方 4.市税を滞納していない方	雇用調整助成金の支給申請事務を社会保険労務士に依頼したことにより要した経費															・補助率:10/10 ・補助額:最大20万円	廿日市市 環境産業部産業振興課 TEL:0829-30-9140
	<a href="#">廿日市市新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金</a>	市内宿泊施設において、安全・安心な宿泊サービスを提供するため、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(PDFデータ)」を踏まえた感染拡大防止対策に取り組む宿泊施設を支援します。	1.旅館業法の営業許可を受け、市内に宿泊施設を有する事業者 (風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく店舗型風俗特殊営業の届出を必要とするものを除く) 2.住宅宿泊事業法に基づく届出をし、市内で住宅宿泊事業を営む事業者	感染防止に必要な消耗品及び備品の購入や、設備設置(施設改修を含む)に要する経費で、令和2年4月1日以降に実施したもの。 (補助対象期間:令和2年4月1日(水)~9月30日(水))															・補助率:10/10 ・補助上限額 (宿泊施設の定員)100人未満:10万円 (宿泊施設の定員)100人以上200人未満:20万円 (宿泊施設の定員)200人以上:30万円	廿日市市 環境産業部観光課 TEL:0829-30-9141
安芸高田市	<a href="#">安芸高田市事業継続応援金</a>	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛や休業要請等の影響により、売上・事業収入が減少となっている市内事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧となるよう、事業全般に広く使える資金として、安芸高田市事業継続応援金を給付	安芸高田市に住民票がある者が経営する中小企業・個人等	新型コロナウイルス感染症拡大に影響により、令和2年2月から6月までの期間のうち、いずれかひと月の事業収入(売上)が前年同月比で30%以上減少している事業者で、令和元年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思のある事業者															・25万円 (1事業者1回限り)	安芸高田市商工会 TEL:08236-42-0560 安芸高田市商工観光課 TEL:0826-47-4024
	<a href="#">雇用調整助成金等活用促進事業補助金</a>	安芸高田市では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、休業等を余儀なくされている市内の中小企業者に対して、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)の支給申請手続に際し、申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合の費用を支援する補助金	○安芸高田市市内に主たる事業所が所在している中小企業者 ○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業による雇用調整助成金等について、広島労働局長の支給決定を受けている者 ○本事業による補助金の交付を受けていない者	雇用調整助成金等の支給申請にあたって、必要書類の作成や代行申請を社会保険労務士に依頼した場合の報酬や委託費 ※消費税及び地方消費税相当額は助成対象外															・補助率:10/10 ・補助額:最大10万円	安芸高田市 産業振興部商工観光課 TEL:0826-47-4024
江田島市	<a href="#">江田島市雇用調整助成金等受給サポート補助金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の申請に必要な書類作成などを社会保険労務士に委託した際の手数料を補助	1 江田島市内に主たる事務所を有している中小企業・個人事業主 2 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用調整助成金等の支給に必要な書類などを社会保険労務士に委託した者 3 雇用調整助成金等の支給決定を受けている者 4 前年度以前の市税の滞納がない者	雇用調整助成金等の申請に必要な書類作成など社会保険労務士又は社会保険労務士が所属する法人に委託した際の手数料等															・補助率:補助対象経費の全額 ・補助額:・10万円を上限	江田島市 産業部交流観光課 TEL:0823-43-1644 江田島市商工会 TEL:0823-42-0168

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



# 新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="background-color: #90EE90; padding: 2px;">補</span> 補助金・助成金  <span style="background-color: #FFD700; padding: 2px;">給</span> 給付金  <span style="background-color: #FFA500; padding: 2px;">New</span> 新着情報                 </div>	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年 募集期間(→)												R3年	給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
江田島市	<a href="#">江田島市がんばる商工業等支援金</a>	新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少している商工業等事業者に対して、継続的な経営を支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同月比5%以上減少しており、新型コロナウイルス感染症に関連する融資を受けた商工会会員で次の要件を満たす者	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市に事業所を有する江田島市商工会会員であること</li> <li>風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項に規定するもの)でない者</li> <li>市の他の類似する補助金等の交付を受けた借入金でない者</li> <li>前年度以前の市税を滞納していない者</li> </ul>	R2.5/12~												<ul style="list-style-type: none"> <li>支援額:融資額の2%の額</li> <li>支援限度額:1社につき年度内30万円</li> </ul>	江田島市 産業部交流観光課 TEL:0823-43-1644 江田島市商工会 TEL:0823-42-0168	
	<a href="#">江田島市航路維持支援金</a>	新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための移動自粛要請等により、市内航路の乗降客数の著しい減少及び航路事業者の経営悪化が生じているため、航路を維持し、市民の日常生活を守るための支援金を航路事業者に対し交付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>江田島市を発着点とする定期航路を運航している。</li> <li>令和2年3月から6月までの間において、前年同月と比較して乗降客数が10%以上減少している月がある。</li> <li>令和2年4月1日現在の便数及び料金を維持している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の交付要件を満たす航路の運航に要した経費を支援の対象とします。なお、交付の有無は月単位で判定します。(令和2年3月~6月) (例)3~5月は減便を行わなかったが、6月に減便を行った場合⇒3~5月分は交付、6月分は不交付</li> <li>交付対象事業の実施に関し、活用可能な国、県の支援制度の適用があるものは交付の対象外とします。</li> </ul>													<ul style="list-style-type: none"> <li>交付額は、月毎に定額を交付します。</li> <li>本市と広島市の間を運航する航路 50万円/月</li> <li>本市と呉市の間を運航する航路 30万円/月</li> </ul>	江田島市企画部企画振興課 TEL:0823-43-1630	
府中町	<a href="#">府中町小規模事業者支援金</a>	令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内の小規模事業者に対し、予算の範囲内で府中町小規模事業者支援金を交付	小規模事業者 ※「商業・サービス業」は、卸売業、小売業、飲食業や理美容業などの各種サービス業などが該当します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県から休業等の要請を受けた事業者は、広島県感染拡大防止協力支援金を申請してください。※府中町小規模事業者支援金との重複受給はできません。</li> <li>令和元年以前から事業により事業収入を得ており、今後も継続する意思があること。</li> </ul>	R2.5/25~												<ul style="list-style-type: none"> <li>1事業者につき5万円</li> <li>支給は1回限り</li> </ul>	府中町 自治振興課 商工観光係 TEL:082-289-3128	
海田町	<a href="#">海田町事業継続応援金</a>	新型コロナウイルス感染症の拡大により売上に大きく影響を受けている事業者に対し事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える応援金を給付します。	町内に事業所を有する中小企業者若しくは小規模企業者、及び本業として事業を営む個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の影響で令和2年3月から5月までのいずれかの月(対象月)の売上高が前年同月に比べて20%以上減少していること。</li> <li>(前年同月の売上高-対象月の売上高)÷前年同月の売上高×100=減少率(%)</li> </ul>	R2.5/19~7/31												<ul style="list-style-type: none"> <li>10万円</li> </ul>	海田町 魅力づくり推進課 TEL:082-823-9234	
熊野町	<a href="#">熊野町事業継続応援金</a>	熊野町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高の減少率が20%以上50%未満の町内中小企業者等に対して、事業の継続を支援するための応援金を支給します。	右記要件を満たす事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年3月以降に、融資を受けることを目的として、セーフティネット保証4号を申請し、これを熊野町が認定していること。</li> <li>国が行う持続化給付金の受給要件に該当していないこと。</li> <li>今後も町内において事業の継続の意思があること。</li> <li>町税等の滞納がないこと。</li> <li>すでに熊野町事業継続応援金の給付を受けていないこと。</li> </ul>	R2.6/30~7/31												<ul style="list-style-type: none"> <li>1事業者 10万円</li> </ul>	熊野町 総務部 産業観光課 TEL:082-820-5602	
	<a href="#">熊野町雇用調整助成金等受給促進支援金</a>	熊野町では、広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金の交付決定を受けた事業主の方に、「熊野町雇用調整助成金等受給促進支援金」を上乗せ支給することにより、雇用の確保及び事業主の負担軽減を図ります。	町内に事業所を有する方で、以下の条件の全てに該当していることかつ、右記要件を満たすこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金の交付決定を受けており、社会保険労務士へ支払った報酬等が10万円を超えていること。</li> <li>今後も町内において事業の継続の意思があること。</li> <li>町税等の滞納がないこと。</li> <li>すでに支援金の給付を受けていないこと。</li> </ul>	R2.6/30~R3.3/31													<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金(上限10万円)の対象経費であり、上限額を超えていた部分に対して、5万円を上限に支給。</li> </ul>	熊野町 総務部 産業観光課 TEL:082-820-5602
坂町	<a href="#">坂町中小企業等支援金制度</a>	新型コロナウイルス感染症で影響を受けた町内の中小企業者等に対し、国の持続化給付金を補充する形で支援金を給付	坂町内に事業所を有する中小企業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月~12月の間において、ひと月の売上が、前年同月比で20%以上50%未満の減少となる事業者。ただし、広島県の感染拡大防止協力支援金の受給者については、4月22日~5月6日までの期間を売上上の算定期間から除外する。</li> <li>国の実施する持続化給付金を受けていないこと、また、今後受ける予定がないこと。</li> <li>申請書裏面にある誓約事項及び、同意事項に虚偽または同意に反しないこと。</li> </ul>	~R3.1/31まで												<ul style="list-style-type: none"> <li>10万円 (1事業者1回限り)</li> </ul>	坂町役場 建設部産業建設課 産業係 TEL:082-820-1512	
安芸太田町	<a href="#">安芸太田町中小企業者等緊急支援助成金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対し、助成金を交付することにより、中小企業者等の経営安定を図り、町の経済の維持、発展に資することを目的	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者及び小規模企業者(個人事業主含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①安芸太田町内で1年以上の事業実績があること</li> <li>②最近1か月の売上高等が前年同月比で50%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で30%以上減少することが見込まれること</li> <li>【期間】 ○令和2年2月から令和2年5月まで</li> </ul>	R2.5/1~6/30												<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業者等1者につき10万円(加算金)</li> <li>雇用している被保険者1人あたり2万円を加算</li> <li>※但し、加算金上限額は40万円</li> </ul>	安芸太田町 商工観光課 TEL:0826-32-7080	
北広島町	<a href="#">きたひろ事業者応援給付金</a>	新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上高が減少し企業活動に支障が生じている町内の中小企業及び小規模企業者等(以下「事業者等」という。))に対し、企業活動を継続していくための緊急支援として、町独自の給付金	町内で商工業を営む法人その他の団体(みなし法人)及び個人で、町民税(法人、個人)を納付している事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援給付金受領後も企業活動を継続する意欲があること。</li> <li>新型コロナウイルスの感染の影響に起因して、令和2年3月から令和2年6月までのいずれかの月の売上高が、前年の同月と比較して20%以上減少していること。</li> <li>新規創業者については、令和元年7月から令和元年12月までに創業した事業者等を対象とし、令和2年3月から令和2年6月までのいずれかの月の売上高が、前年の創業した月から12月までの平均売上高と比較して20%以上減少していること。</li> </ul>	R2.5/21~7/31												<ul style="list-style-type: none"> <li>10万円 (1事業者1回限り)</li> </ul>	北広島町 商工観光課 商工振興係 TEL:050-5812-8080 北広島町商工会事務局 TEL:0826-72-2380	
	<a href="#">北広島町緊急制度融資信用保証料補助金</a>	新型コロナウイルス感染症及び暖冬の影響を受け、民間金融機関に借入れをされた対象融資資金に係る信用保証料の一部を補助	<ol style="list-style-type: none"> <li>町民税(法人、個人)を納めていること。(前年所得を申告されている)</li> <li>町内に事業所を有すること。</li> <li>広島県信用保証協会の保証対象者であること。</li> <li>信用保証料を一括で支払っていること。</li> <li>町内において対象融資を運用すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の対象融資資金を借入れ、信用保証料を一括払いされている方(令和2年1月借入分から)</li> <li>○セーフティネット保証4号に係る融資資金</li> <li>○セーフティネット保証5号に係る融資資金</li> <li>○危機関連保証に係る融資資金</li> <li>○広島県県費預託融資制度&lt;暖冬・少雪の影響&gt;に係る融資資金</li> </ul>	~R3.3/31まで											<ul style="list-style-type: none"> <li>1事業者あたり上限10万円</li> </ul>	北広島町 商工観光課 商工振興係 TEL:050-5812-808		
大崎上島町	<a href="#">新型コロナウイルス感染症対策給付金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内に本店のある法人又は個人事業者に対し、緊急支援として、10万円を給付	町内に事業所(本店)がある法人、又は町内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者 ※ 農業法人、NPO法人、社会福祉法人など事業所得の申告がされている法人も対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記の1~3の何れかに該当する者</li> <li>1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、平成31年2月から令和元年6月のうち売上高が10万円以上ある月で、令和2年2月から6月のうち、前年同月比が30%以上減少している者</li> <li>2. 平成31年2月以降創業の場合:新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和元年の平均売上高が月額10万円以上ある場合で、令和2年2月から6月のうち、前年平均売上高が30%以上減少している者</li> <li>3. 複数事業がある場合:新型コロナウイルス感染症の影響を受け、平成31年2月から令和元年6月のうち事業全体の売上高が10万円以上ある月で、令和2年2月から6月のうち、前年同月比が30%減少している者</li> </ul>	R2.5.17~7/31												<ul style="list-style-type: none"> <li>1事業者あたり10万円</li> </ul>	大崎上島町 地域経営課 TEL:0846-65-3123 FAX:0846-65-3144	
世羅町	<a href="#">感染拡大防止協力支援金</a>	広島県の緊急事態措置期間中(4月22日~5月6日)の休業要請に協力された事業者に対し、支援金を交付します。	広島県の感染拡大防止協力支援金の受給対象となった事業者に加え、休業要請期間の相当する期間において、休業の協力を行った事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>広島県の支援金を受給した事業所(措置期間全てで休業等を実施)</li> <li>全ての措置期間ではなく、2/3以上休業した事業所</li> </ol>	~R2.7/31まで												<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)10万円</li> <li>(2)20万円</li> </ul>	世羅町商工会 TEL:0847-22-0529	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。



# 新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補助金・助成金 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年 募集期間(→)												R3年	給付・補助金額等	問合せ先	
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				1月
世羅町	<b>給</b> <a href="#">世羅町持続化給付金</a>	国の「持続化給付金」の要件に該当されない事業者(感染症拡大により前年同月対比減少率(25%超50%未満)となっている事業者)に助成金を給付	右標記対象分野に当てはまる、世羅町に事業所を有する事業者	①新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月の売上が前年対比25%超50%未満減少している事業者 ②2019年以前から事業による収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者 ③法人の場合は、資本金の額が10億円未満または常時使用する従業員数が2千人未満															・上限:20万円 ※昨年1年間の売上から減少分が上限	世羅町商工会本所又は世羅西支所 TEL:0847-22-0529
	<b>補</b> <a href="#">緊急対策経営改善資金利子補給補助事業</a>	小規模事業者経営改善資金(マル経)《新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国の特例措置分》の活用者を対象に利子補給を行います。	商工会の経営指導を受け、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している小規模事業者	《融資限度》1,000万円(一般分の融資枠2,000万円とは別枠) 《資金用途》運転資金、設備資金 《返済期間》運転資金7年以内、設備資金10年以内 《保証人等》担保・保証人不要															《金利》1.21%(令和2年5月1日時点)より、当初3年間は0.9%引き下げ ⇒金利部分について、当初3年間は0.31%、4年目以降は1%、町より利子補給します。	世羅町商工会 TEL:0847-22-0529
神石高原町	<b>給</b> <a href="#">小規模事業者 継続支援給付金</a>	神石高原町では、新型コロナウイルス感染症の影響を継続して受けている小規模事業者に対して、継続的な支援として、最大で法人50万円、個人事業者20万円の給付金を支給します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が前年同月比30%以上減少している者。 ※「緊急支給給付金」を受給された方も対象 ※町内の個人事業者の方で、事業事感が町外にある場合も対象	■次の産業分類に該当する者 林業、建設業、製造業、運輸業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業などの他、影響を受けている場合、幅広く対象とするよう対応します														最大 法人(従業員20人以下):50万円 個人事業者: 20万円 ※ 令和2年6月から9月のいずれか1月の減少分が上限(千円未満切り捨て) ※ 申請は1事業者につき、1回のみとなります。	神石高原町 政策企画課 プロジェクト推進係 TEL:0847-89-3351	
神石高原町	<b>補</b> <a href="#">雇用維持助成金</a>	神石高原町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、労働者の雇用の維持を目的として、最大で300万円を助成します。	従業員数21人以上の法人 ※町外に本社があり、町内に事業所を置く場合も対象となります	1.新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が前年同月比30%以上減少している事業者 2.雇用の維持に努めている事業者 ※新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、労働者の雇用を維持するために、国の雇用調整助成金の支給申請を行っている、又は申請を行う予定の事業者														・従業員数 × 5万円 ・上限 150万円 × 2回	神石高原町 政策企画課 プロジェクト推進係 TEL:0847-89-3351	
	<b>給</b> <a href="#">小規模事業者 緊急支援給付金</a>	神石高原町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の小規模事業者に対して、緊急的な支援として、最大で法人50万円、個人事業者20万円の給付金を支給します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が前年同月比30%以上減少している者	■次の産業分類に該当する者 林業、建設業、製造業、運輸業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業などの他、影響を受けている場合、幅広く対象とするよう対応します														最大 法人(従業員20人以下):50万円 個人事業者 :20万円	神石高原町 政策企画課 プロジェクト推進係 TEL:0847-89-3351	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。